

茨城県農林水産部農地局建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、茨城県農林水産部農地局が発注する工事において、CCUS活用工事の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語の定義は、次のとおりとする。

CCUS : 運営主体として（一財）建設業振興基金が行う技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積するシステム。

技能者 : 元請事業者及び下請事業者の現場従事者（一人親方を含む）。

CCUS技能者 : 技能者のうち、CCUSに本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUS利用者。

カードリーダー : CCUS技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末機器。

現場利用料 : CCUS技能者の就業履歴情報の登録(カードタッチ)ごとに発生する料金。

(対象工事)

第3条 茨城県農林水産部農地局が発注する工事、又は発注済み工事で令和6年4月1日以降も施工中の工事をCCUS活用工事の対象とする。

(受発注者協議)

第4条 CCUS活用工事は、契約の締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。

2 発注者は、工事の発注にあたり、特別仕様書（別紙記入例参照）にCCUSの活用に関する事項を記載する。

3 受注者は、契約の締結後、CCUS活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。

(実施内容)

第5条 受注者は、CCUS活用工事として、次の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
①事業者情報登録	元請事業者及び下請事業者（CCUS技能者が所属する事業者）の事業者の登録
②現場・契約情報登録	当該工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録
③技能者情報登録	1名以上の技能者の登録
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、CCUS技能者の就業履歴情報の登録(蓄積)を30人日分(30回カードタッチ)以上の登録

既に事業者情報登録や技能者情報登録を完了している場合は基準を満たしているものとする。

2 受注者は、CCUSの利用にあたっては、（一財）建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

（実施状況の確認）

第6条 受注者は、工事完成時に、第5条に掲げる実施項目について、次の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認(提出)書類の例
①事業者情報登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）
②現場・契約情報登録	現場利用料の請求書（写し）
③技能者情報登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）
④就業履歴情報登録	リーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧(月別カレンダー)

（工事成績評定における評価）

第7条 発注者は、CCUS活用工事において受注者が第5条に掲げる実施項目基準に従いすべて実施した場合は、「茨城県土地改良工事成績評定要領」の主任監督員の「5. 創意工夫」「I. 創意工夫【その他】」の項目で、1点を加点※)するものとする。

なお、基準を満たさなかった場合であっても、減点はしないものとする。

※) 工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

（CCUS活用に係る費用）

第8条 CCUS活用のため次の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を現場管理費として計上（現場管理費率及び一般管理費等率の計上は対象外）し、変更契約を行うものとする。

ただし、上記の費用計上は、第5条に掲げるCCUS活用工事において受注者が実施する項目について基準をすべて満たした場合である。

（1）カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは、認定API連携顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る。リースの場合は適用外）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

入構管理機器のOS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000 円／台(税抜)	当該工事現場に設置する数 (1 工事あたり 2 台を上限)
iOS	30,000 円／台(税抜)	

(2) 現場利用料

現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金からの請求に含まれる範囲に限り対象とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。